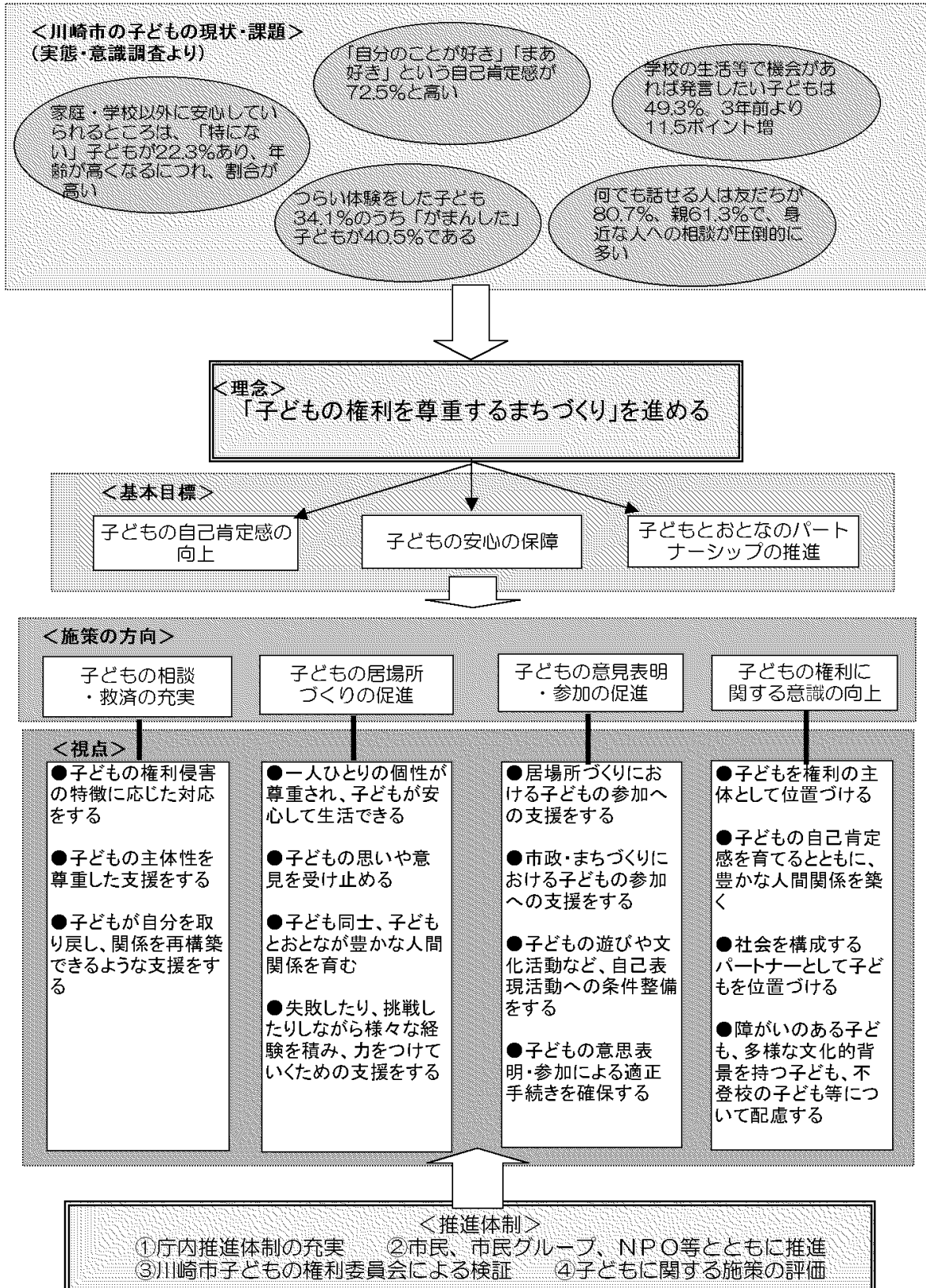


## 5 川崎市子どもの権利に関する行動計画についての答申(概要)

2007(平成19)年6月

### 体系図



## 重点的取組への提言

### 1 子どもの相談・救済の充実

- 子どもが直接相談できる機関の具体的な広報・啓発を工夫する
- 子どもの育ち・学ぶ施設において、関係者以外の人に相談できる工夫や体制・環境の整備をする
- 児童相談所の一時保護所の権利擁護機能を充実させる／シェルターについての調査研究
- 子どもが置かれている状況に配慮した相談・救済の取組を充実させる
- 特に体罰や虐待を行った親等に対し、暴力によらずに子どもを養育することができるよう支援する／体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努める
- 特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内で速やかに対応できるような体制を整備する
- 人権オンブズパーソンの体制や機能について、強化する
- 人権オンブズパーソンと行政区レベルでの子ども総合相談並びに学校・保育園・民間団体等による相談活動との有機的な連携を進める

### 2 子どもの居場所づくりの推進

- こども文化センターにおける音楽室の設置をさらに進める等、地域における中高生年代の子どもの居場所づくりを促進する
- 子どもが育ち学ぶ施設、子どもが利用する施設において、子どもがくつろげ、ホッとできる環境の整備に努める
- 子どもが利用する施設等のバリアフリー化を促進し、障がいのある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、子ども同士の交流を促進する
- 子どもが育ち学ぶ施設、子どもが利用する施設等において、教職員やスタッフが子どものSOSを受け止め、子どもの思いや状況に配慮した子どもへの対応が行えるよう、研修、情報提供及び相談・救済機関との連携等サポート体制を充実させる

### 3 子どもの意見表明・参加の促進

- 川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、まちづくりへの子どもの意見表明・参加を促進する
- 子ども同士の権利侵害事案への対処にあたっては、それぞれの子どもの最善の利益の確保の原則に基づき適正な処遇に努める
- 子どもが利用する施設の職員が、子どもの意見表明・参加への支援についての認識と実践力を向上できるように施設管理者へ働きかける
- 学校教育推進会議や保育推進会議における子どもの意見表明・参加の成果を確認し共有する

### 4 子どもの権利に関する意識の向上

- 派遣講師の拡充、図書・資料の充実等、子どもが学校で子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進める
- 子ども向けホームページ「こどもページ」の充実等、子どもの権利に関する情報の収集・発信を充実させる
- 就学前の子どもを対象とした子どもの権利学習のあり方や方法等を検討するとともに、実践の交流を進める

#### ◎答申の審議経過

- ・2005年3月～10月 子どもの権利に関する実態・意識調査
- ・2005年11月～ 施策(事業)調査・自己評価実施計画(職員、子ども、市民との対話)
- ・2006年10月「子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する検証結果について」答申
- ・2006年9月「子どもの権利に関する総合的な行動計画について」の諮問、審議開始
- ・諮問から延べ10回の子どもの権利委員会開催と6回の子どもの権利委員会幹事会の開催

◎計画期間 2008. 4～2011. 3(3年間)

#### ※川崎市子どもの権利委員会

子どもの権利条例38条に基づき、子どもの権利保障を推進するために、設置された市長の付属機関

- ・役割  
行動計画策定への意見具申  
市長その他執行機関の諮問に応じ、子どもの施策における権利保障についての調査審議
- ・任期 3年(第2期は2004年9月～2007年8月)
- ・委員 10人以内

#### 問合せ先

川崎市子どもの権利委員会  
事務局 川崎市市民局 人権・男女共同参画室  
子どもの権利担当  
住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
Tel 044-200-2344 Fax 044-200-3914